平成２９年（フ）第５８５号
兵庫県芦屋市春日町８－15－201、住民票上の住所神戸市中央区北野町３丁目１番18号ヴィシュラムパレスＳ－４Ｆ
破産者　北川　知子
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４号
兵庫県西宮市名塩平成台24番地16
破産者　古賀　義浩
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６８号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目16番24号（107）
破産者　奥村　　薫
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４０２号
北九州市八幡西区陣山２丁目２番10－203号
破産者　渡邊かの子
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１１号
北海道根室市宝林町４丁目455番地
破産者　新保　　等
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第４５号
青森県十和田市東十三番町13番３号　沼岡アパート10号、旧住所青森県十和田市東三番町９番６号　トムとジェリー
破産者　志田　洋子
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１３号
盛岡市月が丘１丁目３番10号、旧住所岩手県下閉伊郡山田町船越第11地割２番地26
破産者　村上　　徹
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３４号
岩手県花巻市幸田第13地割３番地31、旧住所宮城県仙台市泉区泉ヶ丘５丁目12番24号
破産者　藤原　康一
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第６７号
茨城県取手市谷中62番地４
破産者　石川　智宏
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
茨城県龍ケ崎市久保台４丁目１番地７　ウッドパーク四季の丘Ｅ棟111号室
破産者　飯塚　京子
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４４号
神奈川県座間市東原２丁目13番10号　イーストフィールドおおさわ402号
破産者　浅見　義裕
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１９９号
愛知県蒲郡市水竹町東後所24番地　ヴィラルミエール101
破産者　牧村　尚人
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１８０号
大津市小野288番地の１シーサイド小野515号
破産者　平松　雄一
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７号
広島県三原市沼田西町惣定1261番地
破産者　佃　　和成（旧姓小野）
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第５７号
大阪府大阪市東住吉区湯里５丁目16番15号、開始決定時の住所香川県高松市田町４番地18田町ハイツ301
破産者　世古　旅人
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１９号
香川県高松市牟礼町牟礼2321－15　ハイツ牟礼２棟211、住民票上の住所香川県東かがわ市西山362番地
破産者　山地由美子（旧姓安藝）
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６２号
熊本市中央区出水３丁目２番65号
破産者　山口　正司
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１号
宮崎市大塚台西１丁目１番地32　セラヴィ大塚台１－208号
破産者　井戸川　進
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係